



全国地域安全運動 ～みんなでつくろう安心のまち～



警察では、毎年10月11日から20日までの10日間、地域安全活動のより効果的な促進を図り、犯罪のない安心して暮らせる地域社会を実現するため「全国地域安全運動」を実施しています（10月11日は「安全安心なまちづくりの日」）。

昭和52年に「全国防犯運動」として始まったこの運動は、平成7年に、現在の「全国地域安全運動」に名称変更されたもので、県民の皆さんに「地域安全活動」に対する意識を高めていただき、皆さんとともに安全で安心して暮らせる地域社会を築こうというものです。

《運動重点》

- 犯罪に加担させないための対策
- 特殊詐欺の被害防止
- 犯罪に加担させないための対策



地域安全運動とは？

地域の皆さんと防犯協会、警察などが一層協力を深めそれぞれの地域において、地域ぐるみで犯罪などの防止に取り組む、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための活動です。

主役は皆さんです！



活動の主役は、地域の皆さんです。各地区の防犯協会を中心に、住民・事業所・自治体・学校・警察などが協力して地域環境や地域で多く発生している犯罪など、それぞれの実情に合わせた様々な防犯活動が展開されます。ぜひ、この機会に安全安心なまちづくりに参加してください。

「ながら見守り」を始めませんか？

「ながら見守り」とは、日常生活を送る中で、防犯の視点を持って子どもたちを見守る活動です。

いつも行っているウォーキングや買物などを登下校の時間帯に合わせることで、子どもたちを見守る目が増えます。

日常生活を送りながら子どもたちの見守りを始めませんか。



【注意】自転車盗が続発しています！
防犯ポイント～鍵をかける！ツーロック！駐輪場に駐輪！

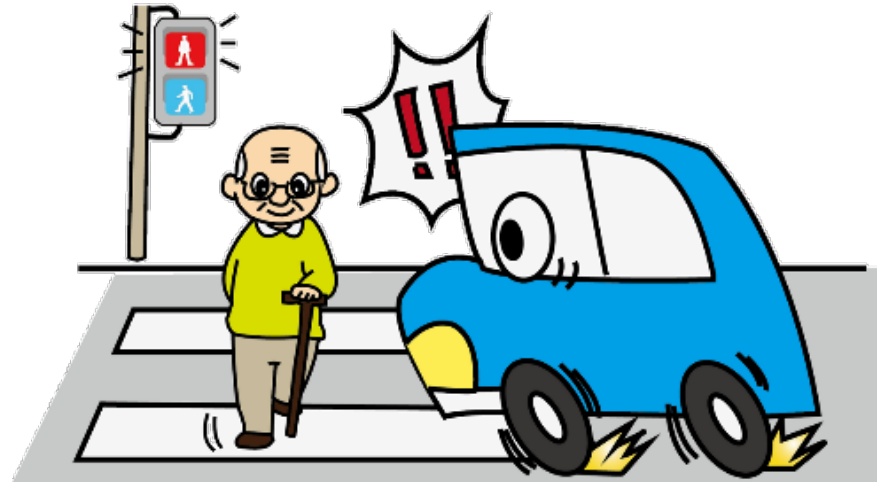
道路を横断する際の違反行為

早朝、夜間に横断歩道の無い場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が県下で多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていたとは限りません。
正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合があるので注意してください。

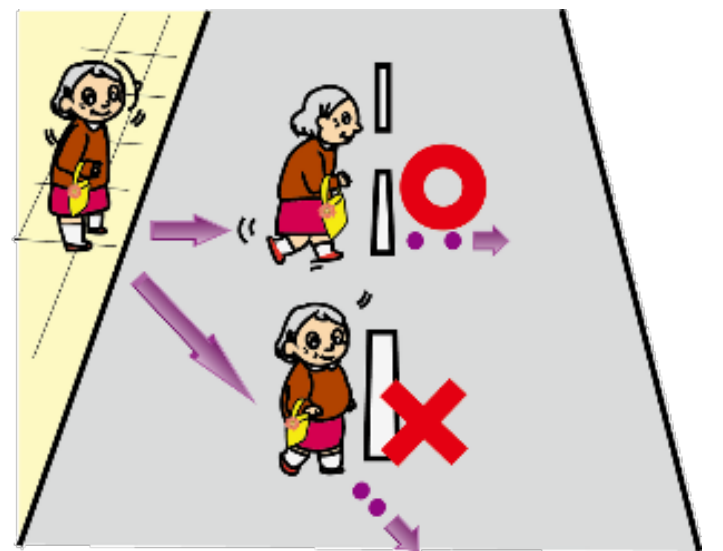
赤色信号無視

道路交通法 第七条 第一項
歩行者は、信号機の表示する信号に従わなければいけません。



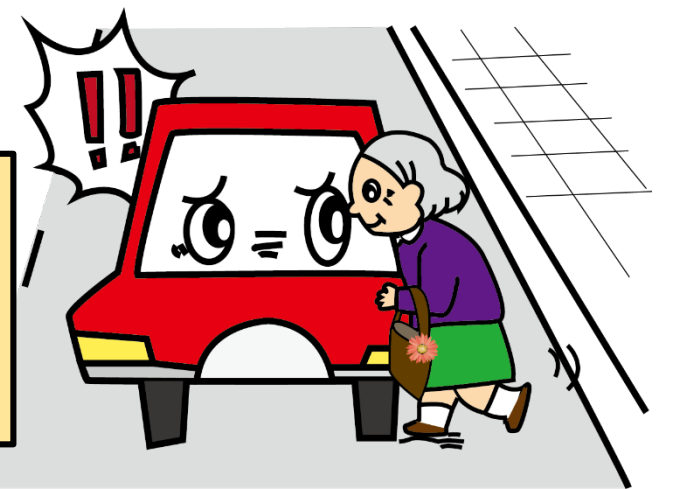
斜め横断

道路交通法 第十二条 第二項
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。



車の直前、直後の横断

道路交通法 第十三条 第一項
歩行者は車の直前または直後で道路を横断してはいけません。



横断禁止場所の横断

道路交通法 第十三条 第二項
歩行者は道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。



須磨警察署